

日影による中高層の建築物の高さの制限

(対象区域及び日影時間等の指定)

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
地域又は区域	容積率による区域の区分	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	法別表第4(ロ)欄の号の区分 ($L \leq 10m$ 、 $L > 10m$)
第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	10分の8 又は10分の10の区域	(軒の高さが7mを 超える建築物 又は地階を除く階数 が3以上の建築物)	(1.5メートル)	(1) (3時間、2時間)
	10分の15の区域			(2) (4時間、2.5時間)
	10分の20の区域			(3) (5時間、3時間)
第一種中高層住居専用地域 又は 第二種中高層住居専用地域	10分の15の区域	(高さが10mを超 える建築物)	4メートル	(1) (3時間、2時間)
	10分の20の区域			(2) (4時間、2.5時間)
第一種住居地域、 第二種住居地域 又は準住居地域	10分の20の区域	(高さが10mを超 える建築物)	4メートル	(2) (5時間、3時間)
用途地域の指定のない区域		□ (高さが10mを超 える建築物)	(4メートル)	(2) (4時間、2.5時間)

※

※法第56条1項3号の規定により北側斜線無し